

豊岡市ステップアップ支援補助金公募要領（2024年4月18日施行）

項目	内容
対象事業	<p>豊岡商工会議所又は豊岡市商工会（以下「認定支援機関」という。）の支援及び事業計画の認定を受け、具体的な数値目標を設定し取り組む下記の事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新製品又は新サービスの開発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社における新たな製品・役務の開発 ・ 自社において既に取り扱っている製品・役務について、原材料や機能性、価格賦課方式や提供方法など複数の構成要素が具体的に異なる新たな製品・役務の開発 2 新生産方式又は新販売方式の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社における既存の生産方式と比べ、工程、設備、技術・技能、原材料・中間原材料、エネルギー使用量その他複数の構成要素が具体的に異なる新たな生産方式。 ・ 自社における既存の販売方式と比べ、場所、時間、設備、販売相手方、販売相手方との接触方法、決済方法等の複数の構成要素が具体的に異なる新たな販売方式。 3 高付加価値化への取組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社において既存の製品・役務について、品質の向上、付帯サービスの提供、独自性の確立、顧客ニーズへのカスタマイズ等の複数の構成要素を加えることでその価値や魅力を高める事業。 4 販路の拡大又は新販路の開拓 <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会・商談会等への出展（ただし即売会等の主として直接販売を行うものを除く）、ウェブサイト（ECサイトを含む）の新設・改修、モール型電子商取引サイトへの出店内容改善又は新規進出、事業所の設置等の取り組みで、既存の販路の拡大又は新たな販路の開拓が具体的に示せる事業。 5 新分野への進出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時点において既に収益が生じている事業に対し、⑦日本標準産業分類中分類以上の違いがある分野、⑧日本標準産業分類小分類以上の違いがあり、具体的な違いが認められる分野、⑨既存の定義に当てはまらない分野のいずれか1つ以上に新規進出する事業。
対象者	<p>下記に掲げるいずれかに該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内に事業所を置く中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者） 2 1に該当する者を1以上含むグループ <p>ただし、次に掲げる事項に該当する場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる業種が日本標準産業分類大分類の農業、林業又は漁業に該当する者で、当該業種に係る対象事業を行おうとするもの ・ 市税を滞納している者 ・ 暴力団など反社会的団体の構成員又はそれらの関係者

対象者 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他市が補助金を交付することが不適當であると認められる者及び同事業を行う者 																							
対象経費	<p>次に掲げる経費で、補助金交付決定後に発注、契約、支払等を行うもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設備又はシステム（取得価額が概ね1万円以上のもの）の購入、借用、製作及び改良に要する経費（借用料は事業期間内を対象に支払う部分に限る。） 2 事業所の改修及び修繕に要する工事費 3 展示会出展に要する経費（小間料、ブース・広報資材製作費、輸送費、通訳費及びコンサルタント料） 4 新製品開発・新販路の開拓等に要する旅費 5 ウェブサイト（ECサイトを含む）の製作及び改修に要する委託料 6 マーケティング戦略策定、知財マッチング又は人材育成・開発等、事業の高度化に要するコンサルタント料 7 新製品の試作に要する原材料費 <p>〔注記〕 上記1～7は原則豊岡市内の事業者が発注等を行ってください。ただし、性質上豊岡市内の事業者が発注等ができない（展示会出展費等）場合、その他特別の事情（豊岡市内に取扱い業者が存在しない等）により市外の事業者にしかならざる場合は、市外の事業者が発注等を行っても差し支えありません。）</p>																							
対象外経費	<p>下記に該当する経費は対象外経費となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 三親等内の親族若しくは生計を一とする者又は同一代表者・役員が含まれている事業者若しくは資本関係がある事業者への支払 2 中古設備（アンティーク品を含む） 3 自動車・バイク等の車両・船舶（移動販売専用車等用途が限定されるものへの改造費は除く。） 4 旅費（コンサルタントへの旅費を含む）に含まれる以下の経費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 宿泊費のうち、下表の上限額（税込）を超過した額 (2) 日当 (3) 交通費のうち、ガソリン代、駐車場代、タクシー代、レンタカー代、高速道路通行料及びグリーン車等の付加料金等 <table border="1" data-bbox="395 1574 1501 1843"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊費（内国）（円/泊）</td> <td colspan="4">11,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">宿泊費（外国）（円/泊）※</td> <td>指定</td> <td colspan="3">その他地方</td> </tr> <tr> <td>都市</td> <td>甲</td> <td>乙</td> <td>丙</td> </tr> <tr> <td>19,300</td> <td>16,100</td> <td>12,900</td> <td>11,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>※指定都市その他地方の範囲は、国家公務員等の旅費支給規程に準ずる。</p> 	区分	上限額				宿泊費（内国）（円/泊）	11,800				宿泊費（外国）（円/泊）※	指定	その他地方			都市	甲	乙	丙	19,300	16,100	12,900	11,600
区分	上限額																							
宿泊費（内国）（円/泊）	11,800																							
宿泊費（外国）（円/泊）※	指定	その他地方																						
	都市	甲	乙	丙																				
	19,300	16,100	12,900	11,600																				

<p>対象外経費 (続き)</p>	<p>5 コンサルタントへの謝金単価について、下表の上限額(税込)を超過した額。</p> <table border="1" data-bbox="379 129 1501 342"> <thead> <tr> <th data-bbox="387 129 1254 181">区分</th> <th data-bbox="1262 129 1493 181">上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="387 192 1254 244">大学教授、弁護士、弁理士、公認会計士、医師</td> <td data-bbox="1262 192 1493 244">5万5千円/日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 255 1254 306">准教授、技術士、中小企業診断士、ITコーディネータ</td> <td data-bbox="1262 255 1493 306">4万4千円/日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 318 1254 342">上記以外</td> <td data-bbox="1262 318 1493 342">2万2千円/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費等(例:事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機等。ただし、補助事業のみに使用することが明らかなものは除く。)</p> <p>7 原則1取引10万円(税抜)を超える現金支払(支払行為は、原則銀行振込方式としてください。)</p> <p>8 補助事業期間内に支出が完了していないもの(クレジットカード決済等で、金融機関等から引き落としが完了していない場合等を含む。)</p> <p>9 消費税等租税公課その他市が補助金の交付対象として不適切と認めるもの</p>	区分	上限額	大学教授、弁護士、弁理士、公認会計士、医師	5万5千円/日	准教授、技術士、中小企業診断士、ITコーディネータ	4万4千円/日	上記以外	2万2千円/日
区分	上限額								
大学教授、弁護士、弁理士、公認会計士、医師	5万5千円/日								
准教授、技術士、中小企業診断士、ITコーディネータ	4万4千円/日								
上記以外	2万2千円/日								
<p>補助率及び補助金額</p>	<p>1 補助率 補助対象経費の2分の1以内 (環境経済認定事業を推進する事業は3分の2以内)</p> <p>2 補助金額 下限50万円～上限200万円(1,000円未満切捨て)</p>								
<p>公募期限</p>	<p>2024年6月3日(月)必着 (補助事業計画認定書発行の受付期限:原則2024年5月27日(月)まで)</p>								
<p>提出書類</p>	<p>1 補助事業計画書(別表を含む)</p> <p>2 補助事業計画書別表2の添付書類(別表2とあわせてA4サイズ3枚以内。作成した場合のみ。)</p> <p>3 補助事業計画書別表3の添付書類(見積書、建物周辺地図・工事建物図面※等) ※建物周辺地図・工事建物図面については、工事を伴う事業のみ</p> <p>4 法人:直近2期分の決算書(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書及び販売管理費明細) 個人事業者:直近2期分の確定申告に係る決算書及び貸借対照表(貸借対照表を作成していない場合には貸借対照表は除く。)</p> <p>5 認定支援機関が発行する補助事業計画認定書</p>								
<p>提出方法</p>	<p>1 応募の基本的な流れ</p> <p>(1) 下記2のいずれかの認定支援機関に、原則2024年5月27日(月)までに、作成済みの「補助事業計画書(別表を含む)」、「補助事業計画書別表2及び別表3の添付書類」及び「直近2期分の決算書」を電子データ及び書面で提出し、「補助事業計画認定書の発行」を受けてください。なお、補助事業計画認定書の発行や、事業計画書等の内容確認・作成指導には一定の期間を要するため、当該提出に先立って可能な限り早期に、認定支援機関に事前相談を行ってください(事前相談を行わずに提出すると、認定が受けられない場合があります)。</p> <p>(2) 豊岡市に、2024年6月3日(月)までに、「提出書類」すべてを電子(下記3)又は紙(下記4)のいずれかにより提出し、応募手続を完了してください。</p>								

提出方法
(続き)

2 認定支援機関（お近くの認定支援機関にご相談ください。）

豊岡商工会議所

〒668-0041 豊岡市大磯町1-79 じばさん TAJIMA 6階

電話番号 0796-22-4456

豊岡市商工会

本部 支援課 〒669-5305 豊岡市日高町祢布 920 豊岡市役所日高庁舎 2階

電話番号 0796-42-4751 メールアドレス info@ingnet.jp

城崎支部※ 〒669-6103 豊岡市城崎町今津 290-36 電話番号 0796-32-4411

※5月1日以降、「豊岡市城崎町湯島 625-9 城崎健康福祉センター内」に移転予定。

竹野支部 〒669-6201 豊岡市竹野町竹野 1582-1 電話番号 0796-47-1771

日高支部 〒669-5305 豊岡市日高町祢布 920 電話番号 0796-42-1251

出石支部 〒668-0214 豊岡市出石町内町 104 電話番号 0796-52-2113

但東支部 〒668-0311 豊岡市但東町出合 150 電話番号 0796-21-9115

3 電子での提出の場合（2024年6月3日（月）23時59分まで）

豊岡市ホームページ

<https://www.city.toyooka.lg.jp/sangyo/kigyoshien/kigyohojokin/1007530.html>

- (1) 上記 URL 内のバナー「オンラインで提出する」から応募フォームに進んでください。
- (2) 応募フォームに沿って、各項目を入力し、「提出書類」を PDF ファイル等でアップロードしてください。（データ通信料は提出者負担となります）。
 - ・アップロード可能なファイルサイズは、1ファイルにつき 10メガバイト以内です（全てのファイルの合計で 200メガバイト以内）。
 - ・ファイルの文字が判別できないなど不備がある場合、審査ができませんのでご注意ください。
 - ・提出後、登録されたメールアドレスに完了メールが届いていることを確認してください。
 - ・提出内容を確認するため、登録されたメールアドレスに連絡する場合があります。

<追加・不備ファイルの提出>

追加ファイルや不備ファイルがある場合は、上記 URL 内のバナー「追加でファイルを提出する」から提出してください。

アップロード可能なファイルサイズは、1ファイルにつき 10メガバイト以内です。

<p>提出方法 (続き)</p>	<p>4 紙での提出の場合 (2024年6月3日(月)17時必着)</p> <p>提出書類を持参又は郵送により、豊岡市環境経済課へ提出してください。</p> <p>【提出先】 豊岡市市役所 コウノトリ共生部 環境経済課 経済政策係 〒668-8666 豊岡市中央町2番4号</p>
<p>審査内容</p>	<p>提出された書面による審査会(一次審査)及び面談形式によるプレゼンテーション審査会(二次審査)を行います。審査では、申請者を一定の基準に基づいてグループ分けします(小規模事業者グループ、大規模事業者グループなど)。</p> <p>グループの異なる申請者を比較することはありませんが、評点項目は共通です。</p> <p>※公平性を担保するため、評点項目の詳細解説等は個別にお答えしておりません。</p> <p>【一次審査の評点項目】</p> <p>申請事業を下記の観点から審査し、基準を満たすものを二次審査に回付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の実現性及び持続可能性 経営・財務状況、投資金額、事業計画内容、目標数値設定等 2 補助事業の効果 経営規模・補助事業のバランス、費用対効果、独創性・先進性・発展性・競争優位性・確実性・安全性等 3 環境経営や環境経済認定事業の推進 環境負荷に関する分析・対策・目標設定の有無・妥当性等 4 その他 域内取引・雇用拡大等の地域経済への効果、申請事業の有する社会公益性(地域課題の解決に資するかなど)等 <p>【二次審査の評点項目】</p> <p>一次審査により回付された申請事業について、提出書面に加え申請者のプレゼンテーション審査会を開催し、下記の観点から審査します。一定以上の評点を得た申請事業を、補助金を交付すべき事業として採択します。</p> <p>なお、基準点以上の申請事業が多数に上る場合には、評点が高い順に予算の範囲内で補助金を交付すべき事業として採択します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業について <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要面評価、供給面評価、事業者評価等 2 事業者規模・成長段階との比較挑戦性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の重要性、経営拡大・持続効果、新規性・新陳代謝等 3 持続可能性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の営利性、財務・経営状況、ガバナンス・ステークホルダー等 4 地域内波及効果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 域内取引の拡大、雇用の増加・維持・質的向上、地域住民・社会への便益創出等 5 地域外資金獲得効果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 域外販売増加効果、域外調達減少効果等

審査内容 (続き)	<p>6 環境経営や環境経済認定事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境への影響(負荷・リスク)・対応策の有無、環境配慮に係る計画性、環境改善効果 <p>7 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1～6評価項目以外の事由による加点及び減点評点
申請・採択の 制限等	<p>① 申請：1公募につき1者あたり1件まで</p> <p>② 採択：1年度につき1者あたり1件まで</p> <p>③ その他：2021年度以降にこの補助金の交付決定を受けた者※は、2024年度に交付申請をすることはできません。</p> <p>※ 「2021年度豊岡市ステップアップ支援補助金(特別型)」及び「2022年度豊岡市ステップアップ支援補助金(アフターコロナ対応型)」の交付決定を受けた者は含みません。</p>
事業期間	交付決定日から2025年2月28日(金)まで
実績報告の 期限	<p>以下のいずれかのうち早い日まで</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業完了日から起算して30日以内を経過した日 2 2025年3月5日(水)
実績報告に 関する書類 等	事業に関する領収書・振込伝票、請求書、見積書(変更見積を含む)、納品書等の証拠は、実績報告時に必要になるため、必ず保管してください。
補助事業内 容の変更	事業内容・経費等に関する変更が生じる場合、事前に相談の上、変更手続について指示を受けてください。(市の承認なく変更した場合、補助金の交付を受けられなくなる場合があります。)
補助金の 返還	<p>次に該当する場合、補助金の返還を求めます。(ただし、災害・病気等やむを得ない事情による場合を除く。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業完了後3年以内に事業を廃止した場合 2 市による補助事業に関する調査に協力しない場合 3 正当な理由なく3年以内に豊岡市外を拠点として事業実施した場合 4 その他補助金で取得した設備等を売却・処分する、虚偽によって補助金の交付を受けるなどの事由により、市長が返還の必要性を認める場合
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 同一の対象経費・事業に他の補助金(国、県その他の公的機関が運用する制度を含む。)を重複して充当することはできません。 2 審査会の採択後に行われる「補助金交付申請」において、あらためて経費等の内容、法令への適合状況等の審査を行いますので、補助金申請額と補助金交付決定額は相違する場合があります。
補助事業の 公表	豊岡市ホームページ及び市刊行物において採択者名、事業名及び交付決定額を公表する場合があります。

【申込み・問合せ】豊岡市コウノトリ共生部環境経済課経済政策係
Tel:0796-23-4480/E-mail:ecovalley@city.toyooka.lg.jp